宗像市特別職報酬等審議会（第1回） 議事要旨

<table>
<tr><td>日時</td><td>令和８年８月 27 日（木） 9:30～10:30</td></tr>
<tr><td>場所</td><td>宗像市役所 北館 204 会議室</td></tr>
<tr><td>出席者</td><td>北原 一臣（学識経験のある者）
合島 明美（学識経験のある者）
白川 和生（学識経験のある者）
高木 乃生子（市民公募）
野中 潔（学識経験のある者）</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td>髙﨑（総務部長）
鵜狩（総務部人事課長）
有松（総務部人事課主幹兼人事係長）
平井（総務部人事課人事係）</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議内容</td></tr>
<tr><td>審議会</td><td>（1）会長挨拶
（2）諮問書の提出
（3）資料説明（事務局より）
①特別職報酬等審議会の構成（審議会委員の紹介）
②宗像市特別職報酬等審議会の役割
・宗像市附属機関設置条例及び宗像市特別職報酬等審議会規則の説明
③特別職、市議会議員の現状
・三役及び議員の給料等の額並びに期末手当の支給割合の説明
・合併後からの三役の給料及び議員報酬の改定状況の説明
④福岡県内の現状（人口5万人以上の市）
<table>
<tr><th>職名</th><th>宗像市の
給料・報酬</th><th>16団体平均の
給料・報酬</th><th>宗像市の順位</th></tr>
<tr><td>市長</td><td>848,000 円</td><td>913,000 円</td><td>16 位/16 団体</td></tr>
<tr><td>副市長</td><td>681,000 円</td><td>743,000 円</td><td>16 位/16 団体</td></tr>
<tr><td>教育長</td><td>638,000 円</td><td>667,000 円</td><td>15 位/16 団体</td></tr>
<tr><td>議長</td><td>533,000 円</td><td>533,000 円</td><td>9 位/16 団体</td></tr>
<tr><td>副議長</td><td>474,000 円</td><td>473,000 円</td><td>9 位/16 団体</td></tr>
<tr><td>各委員長</td><td>449,000 円</td><td>※403,000 円</td><td>7 位/9 団体</td></tr>
<tr><td>議員報酬</td><td>441,000 円</td><td>440,000 円</td><td>9 位/16 団体</td></tr>
</table>
※各委員会委員長の額を個別に設定している9団体の平均</td></tr>
</table>

	⑤附属機関の構成員の報酬の現状（3 市比較） ⑥合併（平成15年）からの経済状況の推移（消費者物価指数等） ⑦市民所得の推移（県民所得との比較） ⑧人事院勧告の状況（平成15年から令和 7 年まで） ⑨宗像市の財政状況（令和 6 年度宗像市決算報告書より） ⑩改正案 ・三役の給料を平成17年の減額前の額に復元 ・三役及び議員の期末手当を人事院勧告に伴う指定職の改定を踏まえ引き上げ ・附属機関の構成員の報酬についていじめ関連委員会の報酬を個別に設定 （4）質疑及び意見交換等 ①決定事項 ・事務局の改正案のとおりに答申案を作成する ②主な質疑 【委員】 現在市長の給料は16市で最下位であるが、ずっと最下位なのか。 【事務局】 平成17年に三役の給料を減額したが、当時は近隣市町村も軒並み減額している。ただ、どこも時限的な措置として、2，3年程度で復元しているところが多いが、宗像市だけ約20年間据え置きになっているため、長期間このような順位になっている。 【委員】 福津市や古賀市は三役の給料について最近増額しているのか？ 【事務局】 ここ数年では増額はしていない。 【委員】 新型コロナウイルスが流行した時のような社会状況になった場合には、また減額することになるのか。 【事務局】 日本全体の給与所得が下がった場合は、人事院から減額の勧告が出るはずであるから、そのときはまた審議いただくことになる。 【委員】 平成17年に減額したとのことだが、当時の経常収支比率や財政力指数はどれくらいの数値であったのか。 【事務局】 当時の数値はすぐにわかりかねるため、確認して改めてお伝えする。 【委員】 三役の給料について、もう少し早く復元をすべきだったのでは。

	【事務局】 おっしゃるとおり。 【委員】 いじめ問題再調査委員会の委員構成は弁護士や医師か。また、何名で構成されているのか。 【事務局】 法律、医療、心理又は福祉、教育に関する知識を有する者として、弁護士、医師、スクールソーシャルワーカーの役員、大学の准教授に委員を委嘱している。委員は5名。 再調査委員会はいじめ防止対策委員会で議論した内容を再調査すべきとなった場合に開かれるもの。重大事案が起きた場合に、事案に対する調査や報告を行う。 ③主な意見 ・（昨年、三役の給料額の復元という答申を出していたのに上程できなかったことについて）審議会は諮問をもらって答申するのだから、その答申については尊重していただきたい。 ・宗像市の財政で払える分であれば、三役の給料については長期間復元していなかった事実もあるので、復元してもよいのでは、と感じている。 ・特別職の報酬については、人事院からの勧告が出るわけでもないので、算定基礎がない。どうしても他市の状況、財政状況など総合的に勘案して決める必要がある。そうなると3役の給料については約20年、他市よりも低い月額で頑張ってこられたので復元すべきだと考える。 ・いじめ関連委員会の報酬については、重大事案が発生した時の拘束時間や、委嘱される委員の職種を考えても現在の日額 5,000 円程度では低いのではと思う。